

2024年 第48回 SLカートミーティング全国大会

2024年 11月 16日 9:20
大会事務局

公式通知 No.15 対象：全クラス

ペナルティについて

今大会期間中の違反に対するペナルティは、「2024もてぎカートレース 特別規則 第39条 1) ①～⑦および⑩」の定めに従って課せられる。詳細は下記抜粋にて確認すること。

記

◆2024もてぎカートレース 特別規則 第39条 1) ①～⑦および⑩の抜粋

1) 大会期間中の違反に対するペナルティは競技長が大会審査委員会に諮って審査委員会によって決定される。大会審査委員会は状況に応じてペナルティを軽減したり強化したりすることができる。競技中の反則行為については、ドライバーを停止させるペナルティを課す場合がある。以下にペナルティの対象となる事例を記す。

- ① 参加受付・公式車検・プリーフィングへの遅刻
- ② プリーフィングへの不参加
- ③ 走行中の違反、妨害行為
- ④ 次に挙げるドライバーサインを怠ったもの
 - (1) コース上で停止した場合：両手を高く上に上げる
 - (2) ピットイン、ピットアウト：片手を高く上に上げる
- ⑤ 定められた方向と逆に走行したもの
- ⑥ ショートカットなどの規定以外のコースを走行したもの
- ⑦ 指定された作業エリア以外での作業
- ⑩ 再車両検査で車両規則違反があったものは、失格とする。

※フロントフェアリングに関するペナルティは、「公式通知 No.14 フロントフェアリングについて」の定めに従う。

以上

大会審査委員長

養庭喜郎

競技長

砂川将也

事務局長

松本(同)